

クマホスに係る食品健康影響評価に関する審議結果(案)についての意見・情報の募集結果について

1. 実施期間 令和3年7月14日～令和3年8月12日
2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送
3. 提出状況 1通
4. 頂いた意見・情報及び食品安全委員会の回答

	頂いた意見・情報	食品安全委員会の回答
1	<p>食物に検出されてはならないクマホスという殺虫剤は、全面的に使用を禁止し残留も一切禁止すべき。「本成分の体重当たり及び1日当たりの推定摂取量は、・・・ADIの値を超えないことから、評価の考え方の3の(1)に該当する成分であると判断され、現行のリスク管理措置がとられている限りにおいて、その食品健康影響は無視できる程度と考えられる。」としているが、検出されてはならない成分のADIは0とすべきなので、こういう結論にはならないと考えられる。</p>	<p>食品安全委員会は、国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下、規制や指導等のリスク管理を行う関係行政機関から独立して、科学的知見に基づき客観的かつ中立公正に食品に含まれる可能性のある危害要因が人の健康に与える影響について食品健康影響評価を行っています。</p> <p>今回、厚生労働省より、本成分について、ADIの適切な算定に必要なかつ十分な資料があるとは言えない状況にあることから、ADIの設定ではなく、現行のリスク管理の妥当性について評価要請を受け、評価を行ったものです。</p> <p>その現行のリスク管理の妥当性の評価にあたっては、「暫定基準が設定された動物用医薬品及び飼料添加物に係る食品健康影響評価の考え方について」(令和2年5月18日動物用医薬品専門調査会及び令和2年6月15日肥料・飼料等専門調査会決定)に基づき評価を行ったものです。具体的には、APVMA、EMEA及びEPAによるADIの設定は、食品安全委員会の評価と同等に扱うことが可能であると判断し、その上で現行のリスク管理措置が採られている限りにおいて、その食品健康影響は無視できる程度と考えました。</p> <p>なお、本成分は、食品衛生法の規格基準において、「食品に含有されるものであってはならない。」と規定されており、不検出としてリスク管理が行われていることから、国内で使用されておらず、輸入品を含め、食品から仮に検出された場合、流通が禁止されます。</p>

※頂いたものをそのまま掲載しています。